

主要国における所得税の「課税最低限」の比較

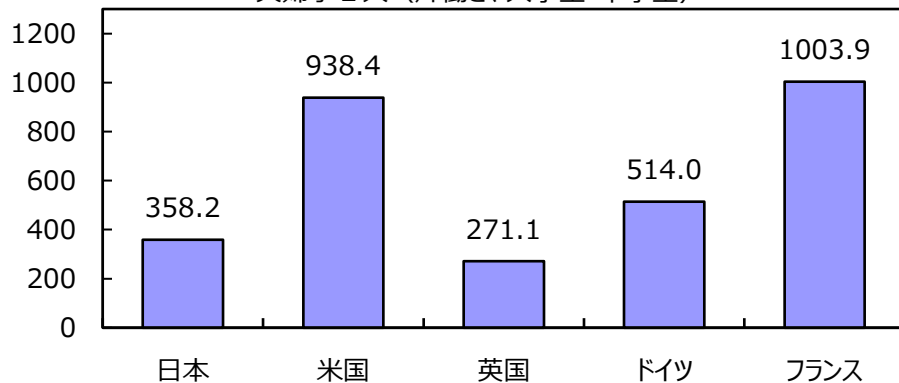
実額

(2025年1月現在)

- 夫婦2人（片働き、大学生・中学生）のケースで、給与所得者の所得のうちその金額までは所得税が課されない給与収入（「所得税の課税最低限」）は日本の場合358.2万円。主要国における同様の給与収入水準を比較している。
- なお、各国の平均賃金（2023年）を比較すると、日本は491万円、米国は1,233.8万円（80,115ドル）、英国は844.2万円（43,073ポンド）、ドイツは787.3万円（48,301ユーロ）、フランスは710.5万円（43,592ユーロ）である。

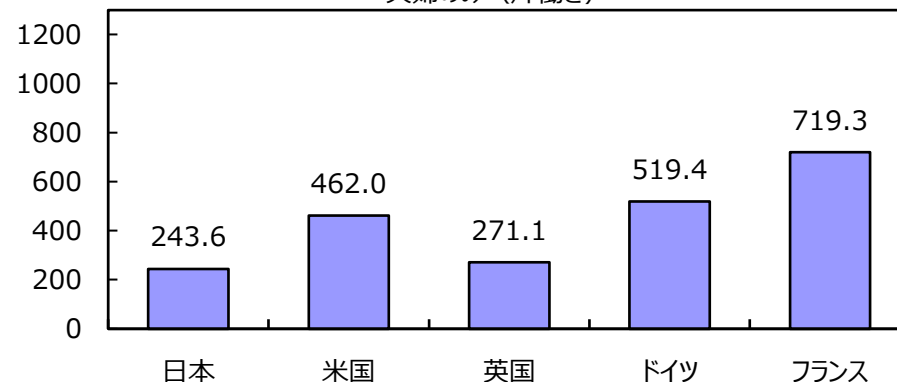
(給与収入)

夫婦2人（片働き、大学生・中学生）

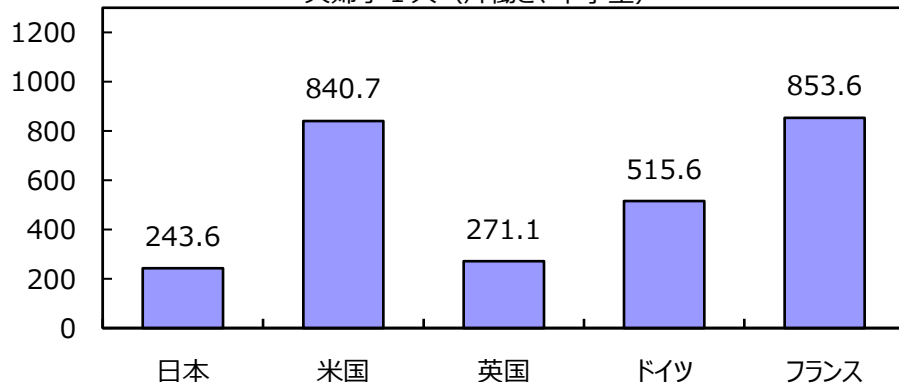


夫婦のみ（片働き）

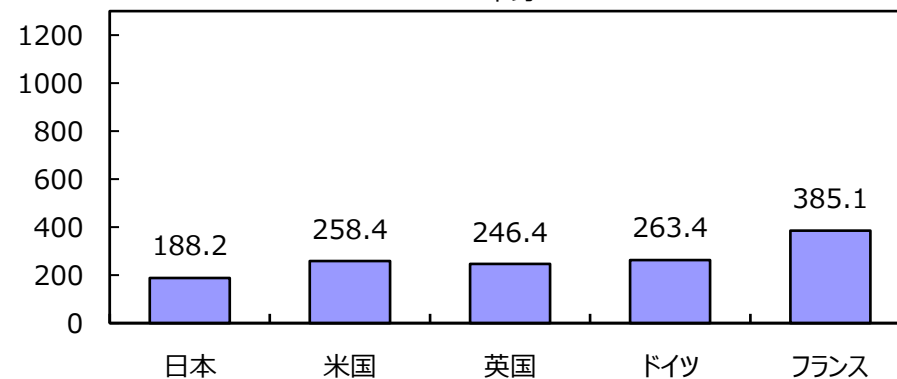
(単位：万円)



夫婦1人（片働き、中学生）



単身



(注1) 所得税額の計算においては、統一的な国際比較を行う観点から、一定の家族構成や給与所得を前提として一般的に適用される控除等を考慮している。

(注2) 比較のため、モデルケースとして夫婦2人（片働き）の場合にはその子13歳として、夫婦2人（片働き）の場合には第1子が就学中の19歳、第2子が13歳として計算している。

(注3) 日本については、令和7年度税制改正に基づいている。米国については、概算控除である標準控除を選択した納税者の場合の数字である。

(備考) 邦貨換算レート：1ドル=154円、1ポンド=196円、1ユーロ=163円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：令和7年（2025年）1月中適用）。なお、端数は四捨五入している。

(出典) 平均賃金は、OECD Statから2023年分のものを用いる。